

平成二十五年五月臨時会

平成 25 年 第 2 回

# 菊陽町議会 5 月臨時会会議録

平成 25 年 5 月 1 日

菊陽町議会  
会議録

熊本県菊陽町議会

# 第2回菊陽町議会5月臨時会会議録

平成25年5月1日（水）開会

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程

(平成25年第2回菊陽町議会5月臨時会)

平成25年5月1日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出承認第1号から議案第26号を一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第8号））

日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号））

日程第11 議案第25号 菊陽町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第26号 平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

日程第13 常任委員の選任について

日程第14 議長の常任委員の辞任について

日程第15 議会運営委員の選任について

日程第16 議員派遣について

## 2. 出席議員は次のとおりである。

1番 中岡敏博君

2番 野田恭子君

3番 吉本孝寿君

4番 吉山哲也君

5番 渡邊裕之君

6番 坂本秀則君

7番 石原武義君

8番 甲斐榮治君

9番 芝和長君

10番 岩下和高君

11番 佐藤竜巳君

12番 福島知雄君

13番 川俣鐵也君

14番 加藤眞佐男君

15番 上田茂政君

17番 梅田清明君

16番 小林久美子君

18番 大塚昇君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君

書記 山野光子君

書記 増永純一君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君

教育次長 鶴田義晃君

福祉生活部長 實取初雄君

会計管理者兼  
会計課長 渡邊幸伸君

総合政策課長 服部誠也君

税務課長 阪本章三君

健康・保険課長 佐藤清孝君

環境生活課長 大山陽祐君

建設課長 今村敬士君

総務課庶務  
法制係長 中島秀樹君

生涯学習課長 堀行徳君

教育長 赤峰洋次君

総務部長 吉野邦宏君

産業建設部長 松村孝雄君

総務課長 吉川義則君

財政課長 阪本浩徳君

福祉課長 宮本義雄君

介護保険課長 市原憲吾君

農政課長 志垣敏夫君

都市計画課長 小野秀幸君

学務課長 松本洋昭君

農業委員会事務局長 堀川正信君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） ただいまから平成25年第2回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、14番加藤眞佐男君、15番上田茂政君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 町長提出承認第1号から議案第26号を一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第4、町長提出承認第1号から議案第26号までの7件を一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成25年第2回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、公私ともに御多用の中御出席をいただきましてありがとうございます。急を要する案件が生じま

したので、本日臨時会をお願いしたところでございます。

初めに、固定資産税の課税誤りが判明したことについて、まずもっておわびさせていただきます。納税者の皆様をはじめ町民の皆様、議員の皆様に変御迷惑をおかけいたしまして誠に申し訳ございません。心から深くおわび申し上げます。

内容につきましては、平成17年度に電算システムの入替えを行い、平成18年度から新システムによる固定資産税の課税処理を行っていますが、その際に新システムへの移行作業が正しく設定されていなかったことにより大変な御迷惑をおかけすることになりました。

今後の対応につきましては、まず町民の皆様にご挨拶するとともに、いただき過ぎました税金を速やかにお返しすることとさせていただきます。本日提案いたします補正予算が可決されましたら、平成18年度から昨年度までの課税誤りにつきまして、5月連休明けからおわびの通知を送付させていただきます。その後、支払いの準備ができ次第、還付の通知を再度送付して一日も早くお返しできるよう作業を急いでいるところであります。

また、課税誤りの原因となりましたシステム移行作業における責任につきましては、電算移行時の担当2人を減給処分に、歴代税務課長及び固定資産税係長4名に訓告処分を行いました。また、私自身の管理責任、結果責任をとるため、給料の減額についての条例案も提出しているところであります。

また、本日議会が終了しましたら、記者会見を開いて町民の皆様へおわびと御説明をさせていただきます。

また、二度と間違いを起こさないように、チェック体制の強化や業務に対する意識改革に取り組む、再発の防止に全力で取り組みます。

以上の対応策につきまして、できるだけ迅速に正確に行いまして、納税者をはじめ町民の皆様の信頼を一刻も早く回復できるよう努めてまいります。また、議会の皆様にも引き続き御報告しながら、今後の作業を進めてまいります。

それでは、本日の臨時会に提案しております付議事件について、その提案理由を申し上げます。

初めに、議案第25号、議案第26号について御審議いただくべきところではありますが、専決処分を行ったものがありますので、承認第1号から申し上げます。

承認第1号から承認第5号までにつきましては、3月議会の後、急を要する案件について地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月末付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

承認第1号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い菊陽町税条例の一部を改正するもので、主な改正点は、延滞金の利率の見直し、町民税における住宅ローン控除の延長等、及び東日本大震災における復興支援措置等に関するものであります。

承認第2号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありま

す。

内容は、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、改正点は、国民健康保険税の被保険者の世帯割、平等割額の減額措置について延長及び追加をするものであります。

承認第3号は、平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億9,808万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を166億1,228万円と決めました。

歳入では、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、町債などが確定しましたので調整し、歳出では必要のあるもののみ増減しました。

歳入の主なものとしましては、地方交付税を1億2,013万5,000円、県支出金を2億6,327万6,000円、財産収入を1,894万円増額し、繰入金を1億7,841万1,000円、諸収入を4,254万4,000円減額しております。

一方、歳出の主なものとしては、農林水産業費を2億7,294万7,000円増額し、総務費を3,479万1,000円、民生費を3,507万4,000円、衛生費を1億325万円それぞれ減額しております。また、歳入歳出予算調製のため、予備費を1億555万4,000円増額しております。

承認第4号は、平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億822万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億1,301万7,000円と決めました。

歳入では、国庫支出金を8,730万円、療養給付費等交付金を3,330万6,000円増額し、国民健康保険税を700万円、県支出金を538万2,000円減額しております。

承認第5号は、平成24年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から5,031万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億7,264万1,000円と決めました。

歳入の主なものとしては、国庫支出金2,258万9,000円、支払基金交付金1,413万8,000円の減額であります。

歳出の主なものとしては、保険給付費4,932万円の減額であります。

議案第25号は、菊陽町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、固定資産税の課税誤りにより懲戒処分した職員に伴います私自身の管理責任、結果責任をとるために、給料の減額を本条例の改正により行うものであります。

議案第26号は、平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

新年度に入って1か月が経過したところであります。固定資産税の課税誤りの還付措置に必要な予算について補正をお願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に6,080万円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億6,080万円と定めるものであります。

歳入では、繰入金金を5,400万円、諸収入を680万円増額し、歳出では、総務費を6,139万1,000円増額し、予備費を59万1,000円減額するものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明を申し上げます。

固定資産税課税誤りにつきましては、改めまして深くおわび申し上げますとともに、慎重に御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（大塚 昇君） 日程第6、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（阪本章三君） おはようございます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第1号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものです。

まず、経過を申しますと、地方税法の一部を改正する法律等が去る3月30日に公布されました。これに伴い、菊陽町税条例の一部を改正するものです。

主な内容は、納税環境に関するものとして延滞金の利率の見直し、町民税における住宅ローン控除の延長、拡充及び東日本大震災の復興支援措置として、被災を受けた土地の譲渡所得課税の特例などです。

内容について、2枚めくっていただきますと改正条文がございますが、条文では分かりにくいので、参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。

参考資料にはページを振っておりますので、1ページをお開きください。

左側が現行で、右側が改正案になります。改正の中には、法令等の改正等による条項の整理なども含まれておりますが、内容が変わるものではありませんので、その部分の説明は省略させていただきます。

まず、第22条第1項は、町税に関する条例または規則の制定による処分その他公権力の行使に当たる行為についての行政手続条例の適用に関する条文で、「同条例第2章」の次に「（第8条を除く。）」ことを加えることによりまして、申請により求められた許認可等を拒否する

処分をする場合は、その理由の提示、また「第3章」の次に「(第14条を除く。)」を加えることにより不利益処分をする場合は、その理由の提示が必要となります。

第34条7第2項は、下線の部分を加えることによりまして、平成25年度から復興特別所得税が課税されることに伴いまして、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえて、町民税の特別控除額の見直しを行うものです。

第54条第5項は、下線の部分を削ることによりまして、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業——これは特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業ということになりますけれども——の施行に伴い、指定された仮換地等に係る固定資産税の納税義務者の特例措置及び独立行政法人森林総合研究所が旧農用地整備公団法に規定する業務の用に供する資産に係る固定資産税の非課税措置が廃止されます。

2ページを御覧ください。

下の方になりますけれども、3ページにかけて第131条第4項の下線の部分を削ることによって、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い、指定された仮換地等に係る特別土地保有税の納税義務者の特例措置が廃止されます。

3ページのほぼ中央から附則の改正になります。

第3条の2は、次の4ページまで続きますが、延滞金の割合等の特例の改正で、納期限後1か月以内は現在の年利で申し上げますと年4.3%、これを3%にすると。納期後1か月を過ぎると、年14.6%を9.3%にするということ、また法人町民税の納期限の延長というものがあつた場合は、その期間の延滞金の割合は4.3%を2%とするという内容です。

第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例期間に法人町民税の納期限の延長の期間を除くための条文の追加になります。

5ページを御覧ください。

第4条の2の「第9項」を「第10項」に改めることによって、公益法人等に対して財産を寄附したことによって、譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における当該譲渡所得等に係る個人の町民税の所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に一定の要件を満たした法人として特定一般法人を加えるというものです。

第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期間を4年間延長するとともに、このうち所得割の納税義務者が住宅の取得等をした場合の改正で、内容は平成26年4月から平成29年12月までに居住し、かつ当該住宅の取得等に係る対価の額云々の費用に含まれる消費税額等が新消費税法第29条の規定による税率、すなわち平成26年4月からは8%、27年10月からは10%になりますけれども、その税率によって課されるべき消費税等である場合は控除限度額を所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の3となっておるのを100分の4.2に引き上げて、限度額5万8,500円を8万1,900円に引き上げるという内容のものであります。

6ページを御覧ください。

第7条の4の下線の部分は、先ほどの本則の第34条の7第2項で復興特別所得税が課税されることに伴い、寄附金控除の特別控除額の改正がありましたように、それに関連した附則の改正の部分になります。

7ページを御覧ください。

10条の2第2項は、条項の整理で、第3項の追加は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に締結された都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る同法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税について、取得後5年間は3分の2とするものです。

第22条の2の第1項は、現行も改正案も読みかえ規定であります。改正案の方は、8ページから9ページにかけて、その読みかえの形が表形式に変わって、大変大きく変わったように見えますけれども、内容としましては東日本大震災による被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間の延長等の関係についての条項の整理のための改正です。

9ページ中段から10ページにかけての第2項は、東日本大震災により、その有していた居住用家屋が滅失等をして住むことができなくなった方の相続人が、当該家屋の敷地として利用されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有をしていたとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができる旨の改正ということです。

10ページ中段の第23条は、11ページまで続きますが、改正の内容が読みかえ規定でありますので、15ページを御覧ください。

先ほど、第7条の3の2で、個人の住民税の住宅借入金特別控除額控除についての改正の規定がありましたが、それに伴って、ここでは東日本大震災によって住宅の再取得等をした場合にも適用するための改正になります。

最後に、附則について説明いたします。

資料の最初に戻っていただきまして、3枚めくっていただきますでしょうか。

右のページの下の方の附則第1条、施行期日でございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行するものであります。ただし書きがあります。第1号で第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定の施行期日を平成26年1月1日とし、第2号で附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定の施行期日を平成27年1月1日とするものです。

第2条で、延滞金に関する経過規則は改正後の菊陽町税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

第3条の町民税に関する経過措置は、第1項、新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成25年度までの個人の町民税については、な

お従前による。第2項、新条例附則第22条の2第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以降に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用すると。第3項、新条例附則第23条の規定は、平成27年度以降の年度分の個人の町民税について適用し、平成26年度までの個人の町民税については、なお従前の例によると。

第4条の固定資産税に関する経過措置は、第1項、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度までの固定資産税については、なお従前の例による。第2項、新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成25年4月1日以降に締結される地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以降の年度分の固定資産税について適用すると。第3項は、平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以降に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

以上が附則になります。

これで説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（大塚 昇君） 日程第7、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（阪本章三君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第2号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものであります。

経過を申しますと、地方税法の一部を改正する法律等が去る3月30日に公布されました。これによりまして、専決処分した菊陽町税条例の一部を改正する条例に伴って、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

内容は、国民健康保険税の被保険者の世帯別平等割額の減額についての措置の延長及び追加するための改正です。

内容につきましては、2枚めくっていただきますと、改正条文がございますが、先ほどと同じように分かりにくいですので、2枚めくっていただきまして、参考資料の方の新旧対照表を御覧ください。同じように左側が現行、右側が改正案です。

第5条は、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額の改正になりますが、まず特定世帯と特定継続世帯について御説明申し上げます。

第1号、「特定世帯」の後に括弧書きで、この特定世帯の定義がされていますように、同一の世帯に国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行されたことによって、国民健康保険の加入の方が1人になられて、その移行後5年までの国民健康保険の世帯のことを特定世帯といいます。また、第1号中、上から3つ目の下線の部分ですけれども、このページのほぼ中央付近になります。そこに、「及び特定継続世帯」の後に括弧書きで特定継続世帯の定義がされていますけれども、同一の世帯に国民健康保険から後期高齢者医療に移行後、今度は6年目から8年目までの国民健康保険の世帯のことです。今回の改正は、この特定継続世帯を追加するための改正であります。そして、第1号の条文の最後のところに2万5,000円とありますけれども、そのすぐ前に、「以外の世帯」とあります。したがって、第1号の世帯は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯ということになります。この場合の国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割は2万5,000円ということです。そして、今回の改正で特定継続世帯の世帯別平等割を4分の1軽減する措置を新たに講じることになり、結果として第3号で、今申し上げました移行後6年目から8年目までの特定継続世帯の減額措置を追加しています。

この第5条は、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額のうち医療費給付分で、第1号の減額措置のない世帯の平等割は2万5,000円でありますので、第3号の特定継続世帯はその4分の1を減額して1万8,750円となります。参考までに申しますと、第2号の移行後5年までの特定世帯は2分の1を軽減して1万2,500円となっています。

第7条の2は、2ページにも続きますけれども、見出しに書いてあります後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額で、第5条と同じように第3号の特定継続世帯を加えることによって第1号にも特定継続世帯を追加しております。また、第3号の特定継続世帯は7,000円で、

同じように4分の1を減額しますので5,250円となります。

第21条は、条文の整理です。

第23条は、これはただいま申しました第5条や第7条の2の改正で、特定継続世帯が加わったことに伴って国民健康保険税の減額にも特定継続世帯を追加するものです。第1号が法第703条の5に規定する総所得金額及び山林取得金額の合計額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者、これは一般的に7割軽減と言われているものです。3ページの2行目に（ア）がありますが、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯が1万7,500円となっています。これは、先ほど1ページの下の方に第7条の2第1項に2万5,000円とありましたが、その2万5,000円の7割という意味で1万7,500円ということであります。（ウ）は、特定継続世帯ですので1万7,500円の4分の1を減額した1万3,125円を追加するものです。その2行下のエは、後期高齢者支援金分ですので、（ア）が7,000円の7割の4,900円ですので、（ウ）の特定継続世帯は4分の1を減額した3,675円を追加するものです。第2号は5割軽減の場合、それから4ページの第3号は2割軽減の場合について、今申し上げました7割軽減と同じ考え方でそれぞれ改正するものです。

附則第16項は、地方税法及び租税特別措置法の条文の整理による改正となります。

前から3枚目の改正文に戻っていただきまして、附則について説明いたします。

施行期日につきましては、平成25年4月1日から施行するものであります。ただし、附則第16項の改正規定は平成26年1月1日から施行するものです。また、次のページの第2条の適用区分は第1項で次項に定めるものを除き、改正後の菊陽町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によらし、第2項で新条例、すなわち改正後の条例の附則第16項の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第8号））

○議長（大塚 昇君） 日程第8、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、承認第3号について説明させていただきます。

承認第3号の専決処分の承認を求めることについては、平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

3月の定例会以降に、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、財産収入、町債などが確定しました歳入、それから緊急を要する歳出などについて調整し、3月29日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて説明を申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

それでは、2ページめくっていただき、1ページをお開きください。

平成24年度菊陽町一般会計補正予算（第8号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に1億9,808万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を166億1,228万円と定めました。

第2条では、繰越明許費の変更を第2表で、第3条では地方債の変更を第3表でそれぞれ定めております。

2ページをお開きください。

2ページから6ページは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容につきましては9ページ以降の説明の中で説明させていただきます。

7ページをお開きください。

次は、第2表の繰越明許費補正の1の変更であります。3月の補正で計上していました款の6農林水産業費、項の1農業費の強い農業づくり交付金事業を2億7,287万5,000円増額しましたので、限度額を5億4,000万円に変更するものであります。

8ページをお開きください。

次は、第3表の地方債の補正の1の変更で、記載のとおり9件の限度額の調整を行っております。このうち、増加しました事業は1行目の（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業など4件で、5行目の菊陽中部小学校改築事業など5件は減少しております。合計しますと120万円

の減額となり、平成24年度の地方債の限度額は33億4,580万円となります。

10ページをお開きください。

次は、補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書で、まず1の総括の歳入ですが、款の12地方交付税を1億2,013万5,000円増額し、款の17県支出金を2億6,327万6,000円増額し、款の18財産収入を1,894万円増額し、款の20の繰入金を1億7,841万1,000円減額し、款の22諸収入を4,254万4,000円減額しております。以上合計しますと1億9,808万6,000円を増額し、歳入総額を166億1,228万円といたしております。

下の11ページを御覧いただきますと歳出になります。

款の2総務費は3,479万1,000円の減額、款の3民生費は3,507万4,000円の減額、款の4衛生費は1億325万円の減額、それから款の6農林水産業費は2億7,294万7,000円の増額、最後に歳出予算調製のため款の14の予備費を1億555万4,000円増額しております。以上合計で1億9,808万6,000円を増額し、歳出総額を166億122万8,000円といたしました。なお、財源の内訳は記載のとおりであります。

次に、12ページをお開きください。

これからは、款項目節ごとの説明になりますが、主なものについて説明いたします。

まず、2の歳入ですが、款の2地方譲与税から15ページの款の13交通安全対策特別交付金などの各種交付金は確定額に合わせて増減しておりますが、このうち14ページをお開きいただき、下段の款の12地方交付税は、特別交付税を1億2,013万5,000円増額しました。これによりまして、特別交付税の合計額は1億5,013万5,000円となり、普通交付税と合わせた地方交付税の総額は記載のとおり5億8,699万7,000円となりました。

16ページをお開きください。

下段の款の16国庫支出金は、18ページにかけまして項の1国庫負担金、項の2国庫補助金、項の3国庫委託金をそれぞれ記載してありますとおり増減しております。

それから、18ページをお開きください。

18ページ下段の款の17県支出金は、21ページにかけて項の1県負担金、項の2県補助金、項の3県委託金をそれぞれ記載のとおり増減しておりますが、このうち20ページをお開きいただき、項の2県補助金、目の4農林水産業費県補助金、節区分の3農業振興費補助金の説明欄の、強い農業づくり交付金2億7,287万5,000円は3月の補正でも計上しておりましたJAのニンジン選果施設整備に係る補助金の追加分でありまして、合わせますと5億4,000万円の補助になるというところでございます。

22ページをお開きください。

下段の款の20繰入金、項の2基金繰入金は、合計しますと1億7,841万1,000円の減額ですが、主なものは目の1財政調整基金繰入金を1億7,500万円減額しております。そうしますと、繰入金の計が2億円というところでございまして、その他の基金も実績に応じ減額をしているというところでございます。

下の23ページを御覧いただき、款の22、項の5雑入、目の4雑入、節区分の2の臨時診療所診療収入は、新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための診療所を設置する必要がございませんでしたので、4,277万円全額を減額しております。

それから、下段の款の23、項の1総務債、目の1総務債は（仮称）菊陽町光の森複合施設建設事業費を3,360万円増額するものであります。

それから、次の24ページをお開きいただき、町債の関係ですけれども、項の5農林水産業債、項の7土木債、項の9教育債、項の10災害復旧債は、説明欄の事業につきまして増減をいたしております。

以上で歳入を終わりました、次は歳出に移らせていただきます。

26ページをお願いいたします。

歳出につきましては、補正額が0という記載がたくさんございますが、これは財源の入れ替えのみを行ったものでございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、増減の大きいものにつきまして説明させていただきます。

まず、26ページの1行目でございますが、款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、退職手当負担金を2,500万円減額し、下から2行目の目の12自治振興費は、地区公民館の土地購入費を807万円減額しております。

28ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の3障害者福祉費は障害児通所支援サービス費を3,000万円減額しております。

それから、下の29ページを御覧いただき、款の4衛生費、項の1保健衛生費は、説明欄に記載がありますような各種の予防接種や検診委託料などをそれぞれ減額いたしているものであります。

次に、30ページをお願いいたします。

目の5臨時診療所費は、新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための診療所を設置する必要がございませんでしたので、歳入と合わせまして4,277万円全額を減額するものであります。

下の31ページを御覧いただき、款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費は、節区分19の負担金、補助及び交付金で、強い農業づくり交付金を2億7,287万5,000円増額しました。これは歳入でも説明しましたが、県の緊急経済対策でJA菊池が実施しますニンジン選果施設整備に係る補助金で、3月の補正分と合わせますと5億4,000万円の補助金になります。なお、財源は全て県の補助金でございまして、繰越明許費を設定しておるところでもございます。

33ページ以降につきましては、款の8から款の9消防費、款の10教育費、款の11災害復旧費につきましては、実績に応じた財源の調整を行っているものであります。

最後に、40ページをお開きください。

款の14予備費は、歳入歳出予算調製のため1億555万4,000円を増額し、予備費の計を2億3,247万3,000円といたしております。

以上で説明を終わらせます。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第3号で、今、強い農業づくり交付金のニンジン選果場の5億4,000万円の補助というのが県から緊急対策で来るということだったんですけど、この補助率ってというのはどのくらいなのでしょう。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） これにつきましては、当初補助率と申しますのが2分の1ですので50%です。それに加えまして、県の元気交付金というのを充当するというので4割充当がありますので、実際のところ9割補助となっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））**

○議長（大塚 昇君） 日程第9、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

承認第4号について説明させていただきます。

承認第4号平成24年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、本年3

月29日をもって確定しました収入等の内容で調整を行い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に1億822万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億1,301万7,000円と決めました。

続いて2ページをお開きください。

今回の補正は、歳入では国保税の収入実績及び国、社会保険診療報酬支払基金からの交付決定通知があり、収入額が確定したため調整し、歳入において予備費を増額いたしました。

8ページをお開きください。

歳入について主な補正を御説明いたします。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は1,850万円の補正減、目の2退職被保険者等国民健康保険税は1,150万円の補正増を行っております。

下の9ページを御覧ください。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1療養給付費等負担金は、国からの交付決定に基づき、3,040万3,000円を増額いたしました。同じく項の2国庫補助金、目の2財政調整交付金では、普通調整交付金を6,712万7,000円の増、特別調整交付金は1,023万円の減で、合計して5,689万7,000円の増額を行っております。

次に、10ページをお開きください。

款の6療養給付費等交付金、項の1療養給付費等交付金、目の1療養給付費等交付金は、社会保険診療報酬支払基金が65歳未満の退職者等の医療給付費等に交付する交付金で、交付決定に基づき3,330万6,000円を増額いたしました。

次に、款の8県支出金、項の2県補助金、目の2県財政調整交付金は、普通調整交付金を701万5,000円の増、特別調整交付金は1,239万7,000円の減で、合計して538万2,000円の減額を行いました。

続きまして、下の11ページを御覧いただき、歳出について御説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、24万9,000円を増額いたしました。次に、款の2保険給付費、目の1療養諸費、12ページをお開きいただき、項の2高額療養費、次の款の3後期高齢者支援金等、項の1後期高齢者支援金等と、また下の款の6介護納付金につきましては、財源の入れ替えを行っております。

最後に、款の12予備費につきまして、1億797万5,000円を増額し、国民健康保険特別会計の予算を調製しております。

以上で説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号））**

○議長（大塚 昇君） 日程第10、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

介護保険課長、内容の説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） おはようございます。

承認第5号専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

承認第5号平成24年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、本年3月29日をもって確定しました収入等の内容で調整を行い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から5,031万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億7,264万1,000円と定めました。

続いて、2ページをお開きください。

歳入は、国、県の交付決定に伴い、収入額が確定しましたことにより、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を減額しております。

また、歳出は介護サービス給付費の執行見込みにより、保険給付費、地域支援事業費を減額しております。

8ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

まず、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金を962万7,000円減額し、その下の項の2国庫補助金、目の1調整交付金を1,275万5,000円減額。款の5支払基金交

付金、項の1支払基金交付金、目の1介護給付費交付金を1,345万3,000円減額。下のページの中ほどで、款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金を830万9,000円減額し、10ページをお開きいただきまして、款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金を517万6,000円減額しております。

下のページは歳出でありまして、主なものとしましては12ページをお開きいただき、款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費、目の1介護サービス等諸費を4,796万3,000円減額しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時58分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第25号 菊陽町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第11、議案第25号菊陽町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君） 議案第25号菊陽町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

固定資産税の課税誤りにより町長が自身の責任をとるために、町長の給料の減額を本条例の改正により行うものでございます。

内容につきましては、議案の中段下の方を御覧いただき、まず期間につきましては本則中、「平成19年1月1日から平成19年3月31日まで」を「平成25年5月1日から平成25年5月31日まで」に改めることによりまして、本年5月分の1か月間、金額につきましては10分の1を乗じた額を減額するものであります。附則で、この条例は平成25年5月1日から施行するということにいたしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第26号 平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第12、議案第26号平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第26号平成25年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

先ほど町長の提案理由説明にありましたように、新年度に入ってまだ1か月しか経過していませんが、急を要する案件が生じたので、今回補正をお願いするものであります。

まず、表紙をめくっていただきまして、1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に6,080万円を追加し、歳入歳出予算の総額を128億6,080万円と定めるものであります。

詳細は5ページ以降の補正予算に関する説明書で御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括の歳入ですが、款の20繰入金を5,400万円、款の22諸収入を680万円計上いたしております。

下の7ページは歳出でありまして、款の2総務費を6,139万1,000円増額し、款の14予備費を59万1,000円減額しております。財源の内訳は記載のとおりであります。

次に、8ページをお開き願います。

次は、2の歳入であります。款の20繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金を5,400万円計上し、財政調整基金繰入金の計を8億2,400万円としております。それから、款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入、節区分の4その他の雑入を680万円計上いたしております。

次に、下の9ページを御覧いただき、次は3の歳出になります。

款の2総務費、項の2徴税費、目の1税務総務費で、節区分23の償還金、利子及び割引料を6,139万1,000円計上しております。内訳は説明欄に記載のとおり、還付金が5,459万1,000円、還付加算金が680万円であります。

最後に、次の10ページをお開き願います。

款の14予備費は、予算調製のため59万1,000円を減額しております。

以上で財政課からの説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 補正予算の内容につきまして説明申し上げます。

まず、8ページ、歳入予算の節区分4のその他の雑収入の680万円についてであります。

これは、今回の課税誤りにつきまして急いでおわびし、修正することとあわせて、どこに原因があったかも電算事業者と一緒に当時の担当者の聞き取りや記録等を調べながら調査を行いました。その中で電算移行作業の際、電算事業者は新システムの内容を町に理解できるように伝えられなかったこと、町はシステムを十分理解していなかったために新システムの設定を誤ってしまいました。この双方に瑕疵があったことを確認しまして、課税誤りによって発生する経費につきまして、電算事業者で負担いただける経費として協議が調いしましたものを予算に計上したものでございます。

次に、9ページの歳出予算ですが、節区分23の償還金、利子及び割引料を6,139万1,000円計上しております。これはまだ予定であり、作業中ではございますが、平成18年から24年までの7年間で、全体の対象者実数としまして568名にお返しする還付金と還付加算金の合計になります。

以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） まず、ここに提示された額が確定されているのかが1点。

それから、先日の全員協議会では、改正を担当した業者と町と話し合いをして割合を案分するという意味があったかと思いますが、全部これは業者が負担するものかどうか、これが第2点。

それから、568名というのも確定した数か、あるいは今後動く可能性がある数か、これをお知らせ願います。

それから、今後の処置。こういうことが二度と起こらないようなことが非常に大事かと思えますけれども、今後どういう処置をとるか。

それからもう一点は、先ほど町長が説明されましたが、町長御自身は監督責任をとられるということで、あとの係の直接担当の職員ですかね、訓告ということでしたけれども、職名が何と何が訓告に当たるのかちょっと聞き漏らしましたので、これをお聞かせいただきたい。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） まず、第1点目の数値につきまして確定しておるかということがございますけれども、今現段階では確定している数値ではございませんので、まだ確認の作業を行っておるところでございます。

次に、責任割合についてどのようになってたかというようなことだったかと思えますけれども、原因の調査は先ほど申しましたように、電算事業者とあわせまして作業の方を進めてまいり、内容の方を確認していつておるところでございますけれども、やはり双方に瑕疵があったということは双方とも確認しておりますが、その割合につきまして何%ずつというようなことまでには、まだそこまでの確認までは至っておりません。その中で実害が出てきております費用についての御負担ということで、協議を重ねてまいりまして、その中で協議が調った分として予算の方には計上させていただいております。

それと、568名ですけれども、全体の延べ人数として568名ということにはなりませんけれども、これもやはり還付対象者が何名になるかは、これから連休中の中で作業を進めてまいりまして確定させていきたいなど。その後、7日、連休明けましたら、すぐ確定しました分といたしまして連絡してまいりたいというふうに思っておりますので、この数字もまだ少し動いていくというふうに思っております。

それと、先に訓告の処分がありました者ですけれども、現在の税務課長及びこれまで18年以降の税務課長、合わせまして固定資産税の係長4名というふうになっております。

それと、今後の措置につきましてですけれども、今後につきましては、やはり二度と間違いを起こさないように内部のチェック体制ですね、こういったものをしっかりやっけていかなくてはいけないと思っております。まず、電算処理いたしましたものについては、どうしても電算処理したんだと、それと数量も多数になりますので、少しチェックが漏れたりすることがあったかというようなことを感じております。こういったことがないように全体の意識改革に取

り組み、再発防止に向けて全力で取り組まなければいけないというふうに考えております。その中で、まず固定資産税の納付書が5月に発送されますので、その納付書発送にあわせてきちんとした数を把握しまして、その方たちにまずおわびを申し上げたい。その後、還付する金額等につきましても確認でき次第御連絡していきたいというふうに思っております。

以上、5点になりますけども。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、答弁でもあったんですけど、内部のチェック体制を強化するというのですが、やはり一番心配するのが、電算システムに一回入力すると、その後のチェックというのがやっぱりできないというのが今回一番問題ではないかなというふうに思います。今度の場合は町民からの御意見があつて気づくことができたんですけども、そうでない場合は、これがもしそういう声がなかったらずっと続いてたという危険性があるので、そのチェックの体制をどういうふうに、これから検討される部分があるのかもしれないんですけど、それはチェックの方法が、一度電算システムに入力した場合にその後チェックはなかなかできないのではないかとこのことを危惧するんですけど、その対応はどう考えられるのかっていうことと、こういう固定資産税の問題とか、土地とか、家屋とか、減価償却とかいろいろあるかと思うんですけど、その体制も担当者それぞれっていうことだったのではないかと思います、その辺は今後どういうふうに考えておられるのか、2点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） どのようなチェックをしていくかということにつきましては、なかなかそれぞれの業務の中で難しい部分はございますけれども、まず1点目としましては、課税処理等を行った場合、全体の課税の内容を調べていきます調査票があります。例えば固定資産税でしたら概要調書というようなものを作成しまして、これを県の方に報告したりするわけなんですけれども、そういったものの中で数字が前年あたりと動いていく場合がございます。動いているものがございましたらどういう内容であるかということをもとにまず確かめていかなければならないと、そういうこともまずやっていかななくてはならないと思っております。

それと、全体処理をしました後にいろんなポイントがございます。このポイントを必ずチェックしていくというようなことを行っていかなければならないと思っております。それとあわせて、幾つかのパターンの抽出作業も行いまして、実際法令どおりの処理が行われたかというようなことをあわせてやっていくというようなチェックをしていく必要があるのかなと思っております。また、あわせてそれ以外にも、それぞれの業務の中でいろんな法改正がございます。そのときの適用につきまして、やはりしっかりした動きになっておるかというようなことも確認する必要があるのかというふうに思っております。それ以外につきましても、それぞれの業務の中でお互いの内容をしっかり見ていかなければいけないというふうに思います。

それと、1つの担当課のみでは発見しにくい部分があるのではというような御指摘でございますけれども、そういったことも含めて課内で係を越えたチェック、そういったものもつくっていく必要もあるのではないかなというふうにも思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 質疑というか、今言われたようなことを今後もう少し練っていただいて、やはり今後の対応を、例えば体制面とか、意識改革の前にやっぱりそれをきちんと教育しないといけないわけですよ、担当者の方にこういうふうになったとか。それと、本当に今の業務量で対応がどうなのかと、人口も増えてて、何回も言ってますけど、非常に職員は限られているわけですから、そこの中での対応とか、もう少し整理していただいて、今日は今答弁があったんですけども、今後まず町民の方におわびした後に、やっぱりもう少し体制については内部で検討をしていただいて、議員や、また町民の方にもこういうふうにして改善していきますという提案をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま御意見がありましたように、この電算処理、非常に一旦入ってしまうとなかなかチェックが見落としがちでありますけども、今回の件を十分反省し、そしてそれぞれの部門での電算処理しとる分についても、それぞれの部門で一旦見直しをやって、どういふ点が非常に間違いやすいといひますか、そういうところもありますし、担当者がかかる場合もあります。そういう面で、全庁的に今後の電算処理等の体制についてはまた十分見直しを行いながら、ちょうどまだ明日は月初めで課長会議も予定しておりますので、そういった中で問題提起をしながら取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

本日は委員会構成を行いますので、しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時28分

再開 午前11時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 常任委員の選任について

○議長（大塚 昇君） 日程第13、常任委員の選任についてを議題とします。

ただいまから名簿を配付します。

〔名簿配付〕

○議長（大塚 昇君） お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に予定しております日程第14、議長の常任委員の辞任の件につきましては、議長である私は地方自治法第117条の規定に該当し、除斥の対象になりますので、議長席を副議長と交代します。

〔議長交代〕

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第14 議長の常任委員の辞任について

○副議長（梅田清明君） それでは、議長を交代しまして、日程第14、議長の常任委員の辞任についてを議題とします。

大塚議長の除斥を求めます。

〔18番 大塚 昇君 退席〕

○副議長（梅田清明君） 大塚議長から、議会運営上の理由によって常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（梅田清明君） 異議なしと認めます。したがって、大塚議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

大塚議長の除斥を解きます。

〔18番 大塚 昇君 入場〕

○副議長（梅田清明君） 大塚議長に告知します。

ただいま常任委員の辞任を許可することに決定しましたので、お知らせします。

それでは、議長を交代します。

〔議長交代〕

○議長（大塚 昇君） これより委員会条例第8条第2項の規定によって、各常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

なお、念のために申し上げます。委員長が選任されるまでの間は、委員会条例により年長の委員が委員会の職務を行うとなっております。委員長が決まりましたら、副委員長を決める際は委員長が進行をしてください。

以上、よろしく申し上げます。

正副委員長が決まりましたら議長まで報告願います。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時41分

再開 午前11時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会の委員長及び副委員長が選任、互選されましたので、報告します。

総務常任委員長に岩下和高君、副委員長に芝和長君、文教厚生常任委員長に小林久美子君、副委員長に石原武義君、産業建設常任委員長に渡邊裕之君、副委員長に野田恭子君がそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議会運営委員の選任について

○議長（大塚 昇君） 日程第15、議会運営委員の選任についてを議題とします。

ただいまから名簿を配付します。

〔名簿配付〕

○議長（大塚 昇君） お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより委員会条例第8条第2項によって、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。なお、本日の運営委員会は年長の委員が委員会の職務を行うとなっておりますのでよろしく申し上げます。正副委員長が決まりましたら議長まで報告願います。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時58分

再開 午後0時1分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

議会運営委員長に甲斐榮治君、副委員長に小林久美子君がそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議員派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第16、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これで平成25年第2回菊陽町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時2分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会副議長 梅田 清明

菊陽町議会議員 加藤 眞佐男

菊陽町議会議員 上田 茂政

菊陽町議会会議録  
平成25年第2回5月臨時会

平成25年5月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇

編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919